



平成21年11月13日

各 位

会 社 名 加 藤 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 加 藤 和 弥
コ ー ド 番 号 9 8 6 9 (東 証 ・ 大 証 各 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 社 長 室 長 鷹 尾 和 彦

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年12月18日開催予定の第63回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条(株券の発行)および第9条第2項(単元株式数及び単元未満株券の不発行)を削除するとともに、条数の繰上げを行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所用の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除等所用の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年12月18日(金)
定款変更の効力発生日 平成21年12月18日(金)

以 上

(別紙)

「定款変更の内容」

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)
(単元未満株式についての権利の制限) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式についての権利の制限) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>	(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 (削除)
(株式取扱規則) 第12条 当社の株式に関する手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する手続き及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第13条～第37条 (条文省略)	第12条～第36条 (現行どおり)
(新設)	附則 第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
(新設)	第2条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
(新設)	第3条 本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。